

厚生労働大臣 武見 敬三 殿

令和6年9月9日

障害者年金（精神）に関する陳情書

発達障害当事者協会

代表 新 孝彦

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田2-18-21

羽柴ビル202

03-6233-7456/ jdda.or@gmail.com

担当（嘉津山具子）080-8717-7163

日頃より、発達障害児・者及び当事者会活動に対しご支援、ご協力を賜り心より感謝申し上げます。

私ども発達障害当事者協会は全国各地の発達障害の当事者会（自助グループ）と連携し当事者の「声」を集めております。その一環として実施している当事者会の全国大会「発達障害当事者会フォーラム」への厚生労働省におけるご協力は、当事者会活動にとって非常に有益なものとなっております。

ところで、令和7年度に年金制度の大幅改革が予定されておりますが、現行の年金制度では発達障害のある方が、不平等・不利益を被っているため今回の制度改革で改善をお願いしたく陳情いたします。

特に精神障害者における障害年金の初診日問題、就労すると支給停止となってしまう点に関しては、当事者会でも不平等・不利益を被る人が多数おり日々問題となっているため、是非ともご検討頂きたく以下の通り陳情申し上げます。

陳情書

発達障害における早期発見・早期療育に関する問題点、年金制度と初診日に関する問題点

1. **学齢期における初診日の問題** 国の諸政策をみるにあたり、発達障害について早期発見・早期療育を推進しているにもかかわらず、学齢期に初診日が設定されると障害厚生年金を受給できない現状があります。この制度の見直しをお願いします。
2. **障害厚生年金3級相当の受給資格の不公平** 障害厚生年金3級を受給できる同じ障害状況である障害当事者がいるにもかかわらず、初診日が国民年金のみ加入の場合、制度上3級が存在しないために受給できないのは大きな問題です。同一の障害状況である障害当事者のなかで受給の可否が分かれること・国民年金制度と厚生年金制度により障害当事者の中で格差が生じることは、日本国憲法第二十五条、障害者権利条約第四条一般的義務及び第五条平等及び無差別に照らし合わせ大きな問題ではないかと考えます。障害年金については制度を統一するなど、同じ障害状況の障害当事者間にて格差が生じないよう抜本的改革を強くお願いします。

精神障害者に対する年金制度の問題点

3. **精神障害者の年金等級と支給停止の問題** 精神障害者は就労状況によって年金の等級が下げられたり、支給が停止されたりすることがあります。この問題について以下の点を指摘します。
 1. 身体障害では就労状況が支給に影響しないのに対し、精神障害では就労状況によって減額または支給停止になる運用がされており、不公平感が生じています。
 2. 障害年金は稼働能力だけでなく、生活上の困難を補う意味もあるため、稼働能力が向上しても生活上の困難が解消されるわけではありません。
 3. 就労による年金打ち切りへの恐怖が、精神障害者の就労意欲を阻害しています。この点が最大の問題です。
 4. 発達障害は生来の脳機能の問題による状態であり、障害状態が一生にわたり継続するものとされているにもかかわらず、就労によって寛解したと判断され、年金の等級が下がったり支給停止になったりするのとは問題です。

発達障害に関する年金更新制度の問題点

4. **発達障害の更新制度の負担** 発達障害は生来の脳機能の問題による状態であり、精神疾患（うつ病など）のように寛解するものではなく、障害状態が生涯にわたり継続するものとされているにもかかわらず、更新制度が存在することが当事者にとって負担となっています。この制度の見直しをお願いします。

無年金問題

5. 無年金問題の解決策

1. 鬱などで就労できず、年金納付の免除申請もしていないため（それをする意欲や元気もないため）、障害状態であったにもかかわらず受給条件を満たせず、無年金で生活保護を受けている人が少なくありません。
2. 「未納だけでなく免除申請もしていないのは自己責任」と切り捨てるのではなく、納入のない人に対してプッシュ型で免除申請を促す（あるいは免除申請をしたものとみなす）ことはできないでしょうか。また、未納が続いたタイミングで公に所属するソーシャルワーカーの介入を検討することをお願いします。

燃え尽き症候群と初診日に関する問題点

6. **在職中に発病した精神疾患の初診日の問題** 精神疾患で退職後、国民年金制度に切り替わったあとに受診し、そこが初診日とされると、長年厚生年金保険料を払っていたにもかかわらず、障害厚生年金の対象にならないのは問題です。この制度の見直しをお願いします。

以上